

パブリックコメントへの対応内容

通し No.	該当箇所	御意見・御提案内容（概要）	対応内容
1	全般	<p>以前よりベビー用品の使用後の処理については各方面より問題提起がなされており、特に廃棄する際には各自治体の取り扱い基準に沿った方法と決められているものの、その方法は全国の各自治体によって区々であり、必ずしも環境問題、リサイクル問題に適していると言えないのが現状である。一方でメーカー側として製品を構成する主たる部材の合成樹脂、金属、繊維などを分別、リサイクルする検証も行ってきたが、コスト負担についての解決策がなく実施に至っていない。また環境に配慮し、直ぐに廃棄せずに二次、三次使用を行う場合にも問題があり、リユース品の安全性が担保されない限り、メーカーとしては推奨できないなど複雑な問題が絡んでいる。</p> <p>エコマークの認定取得に関しては、設計段階からリサイクルを考えるなど前向きに取り組む所存ではあるが、現時点ではすぐに当社製品が公開されている認定基準案に適合するのは諸々の条件を考えると難しいのが現状である。会社として環境を考えた取り組み(例えば通箱を使う)などをすでに実施しており、今後も実施できるところから環境に配慮した活動を行い、将来、製品に対しても適用できる体制に持っていきたいと考えている。</p>	<p>大変参考となるご意見として承りました。</p> <p>ご意見のとおり、ベビー用品の使用後の処理が課題となっていた背景から、平成 24 年 9 月 21 日「広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物(平成十五年十一月環境省告示第百三十一号)の一部を改正する告示」により、ベビーカー、ベビーラック、チャイルドシートが広域認定制度の品目に追加され、そのマテリアルリサイクル促進への動きが加速されつつあります。今回の認定基準では、乳幼児用品分野における環境配慮の取り組みが促進されることを目的として、この回収・リサイクルの取り組みを採り上げることとしました。</p> <p>乳幼児用品の環境配慮にあたっては、コストや安全性などの課題があるものの、御社をはじめ業界の環境配慮への取り組みを促進されていることと認識しています。乳幼児用品において、回収・リサイクル以外の新たな環境配慮の取り組みが推進された場合には基準項目の追加、または上記 3 品目以外への適用範囲の拡大を適宜検討し、子どもたちの未来に向けた幅広い取り組みを促進させたい考えです。</p>

意見総数 1、意見者 1